

## 平成28年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年7月15日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| 議長 山本 正二   | 1 番 永富 典雄   | 2 番 野村 久幸   |
| 3 番 藤井 英雄  |             | 5 番 吉村 信男   |
| 6 番 安部 好恵  | 7 番 馬屋原 眞一  | 8 番 安富 法明   |
| 9 番 三好 堯   | 10 番 俵 薫    | 11 番 平嶋 康秀  |
| 12 番 三好 睦子 | 13 番 大野 龍男  | 14 番 田口 幸雄  |
| 15 番 松原 正晴 | 16 番 石田 健治郎 |             |
| 18 番 井上 道雄 | 19 番 田中 剛二  | 20 番 阿座上 五六 |
| 21 番 原田 一馬 | 22 番        | 23 番 井町 哲   |
| 24 番 鮎川 幸彦 | 25 番 篠田 巧   | 26 番 岸 英法   |
| 27 番 三戸 勲  | 28 番 山中 佳子  | 29 番 中野 修   |
| 30 番 藤岡 和文 | 31 番 野村 孝   | 32 番 吉村 徹   |
| 33 番 井上 兼夫 | 34 番 伊藤 新司  | 35 番 伊藤 太一  |
| 36 番 桑原 正彦 | 37 番 山本 正二  |             |
- 4 欠席委員
- |          |            |
|----------|------------|
| 4 番 野尻 涉 | 17 番 中島 紘一 |
|----------|------------|
- 5 事務局
- |            |          |                 |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 補佐 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也        |
| 美東総合支所分室長  | 長尾 加代子   | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 28 年第 7 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、34 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、届出があります欠席委員は 4 番 野尻委員。届出はありませんが 17 番 中島委員の 2 名が現時点で欠席でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を私の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。29 番 中野委員、31 番 野村委員。宜しく願いいたします。挨拶を長々としても暑い時期でございますので議事に入りたいと思います。宜しく願いいたします。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 3 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。耕作管理が困難な土地所有者さんの売買の申し出を受け新規に農地を取得されるものでございます。譲受人は申請地に隣接する農家住宅を取得し、農機具についても譲り受けております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。譲受人が中古住宅を取得と同時に隣接する畑地を取得することになり自家野菜を植え畑地として管理するものです。この件は極小面積の農地で住宅敷地に付随しているような土地については住宅敷地と同時に売買される場合により農地法上の許可を受ける必要がないという農林水産省からの通達に該当しますが、所有権移転登記の際に法務局が農業委員会交付の許可証が必要という申し出により、この場で審議を求めるものでございます。</p> <p>3 件目。申請地で柿の栽培に従事していた譲受人が譲渡人からの贈与により農地を取得するものでございます。譲受人については新規の農地取得で、今後も引き続き柿を栽培するとのことでございます。この件は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

29番	29番、中野です。山中委員と会長、事務局5名で現地調査を行いました。1番ですが家と農地を買って新規就農をするということでございます。問題はないと思います。2番ですが地元の人に心配してもらって空き家を買って永住するということでございます。農地は家に付いているものですから畑として管理をしたいということでございます。3番ですが現地調査に行っておりませんので事務局からの説明の通りだと思います。宜しくお願いします。
議長	ありがとうございます。野尻委員さんが欠席ですので私の方から若干、補足をしておきます。1番ですが譲渡人、譲受人ともに市外の方です。譲渡人の方が以前に買われて多分、今もお米を作っておられると思います。昨年まで無農薬で、もち米とうるち米を作っておられました。売りに出たとか出ないとかいう話を聞いておまして今後どうなるのだろうかと思っていたら今回、申請が出てきたということでございます。農機具も見ましたけれど農機具倉庫の中に、きちんと入っております。大丈夫と思います。
36番	2番ですが譲受人は●●●に永住するということで家を買われて、家についている畑を申請されたもので別段、問題ないと思います。
18番	18番、井上です。3番ですが譲受人の●●さんが申請地の土地を長年借りられて栽培されております。以前この土地の上の除外申請が出た時に現地に行っておりますが、その時も綺麗にされており問題ないと思います。年齢が75歳になっておりますが意欲的にも全然、心配ないので宜しくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移ります。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。

	<p>1 件目。申請地は●●●●●から北東に2.3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●●●に住み建設業を営む者でございます。自宅向かいにある資材置場を拡張される計画でございます。この案件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
29番	<p>1番ですが自分が大工で道具置場がないということで申請が出た案件でございます。何もないと思います。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。今、説明があった通りです。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から若干、補足をおきます。実は埋め立てて造成をされますが高さが5mぐらいあります。擁壁やブロックで上げられることはないと思います。法面が当たってくるといいますので実際の使用有効面積は、かなり減るのではないかというふうに思います。ただ現時点で法面の部分が上がっておりますので、その法面の部分が使用有効面積の中に入りますので転用する土地に対して使用有効面積が2/3まで落ちてくるということでございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
7番	<p>議事録に今回の申請住所地番の記載がないので位置図を見ても分かりません。分間図もどこか申請地番か分かりません。</p>
事務局	<p>●●●●●番地●が今回の申請地でございます。●●●●●番地●につきましては既存の作業場、資材置場でございます。●●●●●番地●につきましては今後も農地として管理されるものでございます。●●●●●番地●、●●●●●番地●は既に農地外の地目に登記簿変更されております。</p>
議長	<p>申請地は1筆だけになります。下との間に1mぐらいの水路があります。図面にはありませんけれど実際には水路がありますので、その水路より図面からすると上側の方に向けて造成をするということでございます。他に何かご意見ございませんか。</p>





5 番	<p>5 番、吉村です。3 番ですが近くに堤がありまして水路を通過して田を作っていたけれど、なかなか水がうまくいかなく水不足で周りの方にも迷惑をかけることもございませんので宜しくお願いします。4 番ですが周りに迷惑をかけるようなことはございませんので宜しくお願いします。</p> <p>(5 番の担当地区委員、欠席)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 3 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 3 号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第 4 議案第 4 号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から南東に 6 0 0 m の位置に所在します。当初は自己用住宅建設と進入路設置の転用許可を平成 6 年 8 月 2 5 日付で受けられておりますが家庭の都合により住宅建設の必要がなくなり、その後、放置された結果、荒廃してまいりましたのでサカキを植樹し今後は山林として管理したい旨の変更申請のほうが出ております。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
2 9 番	<p>1 番ですが今は大藪になっております。許可をしていただけたらと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>

33番	33番、井上です。地元の担当委員として立ち会いましたが別に問題ないと思いますので、ご審議お願いいたします。
議長	<p>ありがとうございます。実は息子さんの家を建てるために平成6年に許可を得たということでございます。しかし息子さんの方の事情で家が必要なくなったので、そのままにしておいたわけです。今回、遊休農地の意向調査で、そのまま放置して現況証明で地目を変えたかったようでございます。ところが草刈が綺麗にされておりました。●●さんに土地を譲られた昔の地主が、自分の土地だと思って綺麗に草刈をされたわけです。確か竹がかなり繁茂していましたが、よく刈られましたねというぐらい綺麗に刈られておりました。それで現況証明でおとせなかったのでは何かを植えられて山にされるか、果樹を植えられて管理をされるかという話をしましたら、あまり背の高くない木を植えて山にして管理しましょうという話をして帰ったというのが経緯でございます。以上でございます。皆さんの方より何かご意見等ございましたらお願いいたします。付け加えですが宅地として買いますよということで農業委員会が転用の許可を出しましたら地目は宅地にならなくても法務局の方の名義は変わるということでございます。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。      続きまして議事順位第5 議案第5号 農地法に基づく別段面積の見直しについて議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。      農地法に伴う下限面積の設定ですが平成21年の農地法の改正で農地法第3条第2項第5号に農業委員会が農林水産省令で定める基準に伴い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段面積を定め農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できるわけでございます。農地法施行規則の中で別段面積の基準というのがあります。農地法施行規則の第17条第1項と第2項にわかれます。第1項のほうは農林業センサスを使用して農業者の総数が40/100を下らないように設定するということになります。それ以外が第2項で見直しができるわけでございます。この見直しですが農業委員会の適正な事務実施についてになります。毎年、別段面積の設定、又は修正の必要性を総会で審議するようになります。農地法関係事務に係る処理基準について農地法第3条第2項第5号の判断基準ですが平均的な経営規模が小さい地域等に</p>



委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第6 議案第6号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。●●●●●から北西に4.5kmの位置に所在する農用地区域内農地でございます。こちらの田の一面に携帯電話基地局を設置する届出でございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
29番	1番ですが何ら問題ありません。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
6番	6番、安部です。別にありません。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第6号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。余談になりますが基地局の設置につきましては、ここで採決はいたしますけれども実際には現地に行って事前協議をし、その協議結果、問題がなければ協議終了後、直ちに工事にかかってもいいですよという措置がなされております。よって農業委員会総会前に工事にかかられる箇所が

1 2 番	あるかと思います。農業委員の皆さんも、そのへんを注意しておいていただきたいというふうに思います。宜しくお願いします。
議長	何年か前ですが携帯電話基地局をした周りの作物に影響がでるといふようなことを聞いたことがあります。  基地局の周りの作物に異変があるというのを私は聞いたことがありません。ただ電波法の中に基地局については計画書を出して事前協議を行いなさいというのが業者の方に対して農水省、県等から指導がされております。問題なければ工事にかかってもいいということが法律で決められております。もし何か問題が起これば、その問題に対して今後どのようにしていくかというのを農水省等に対して、このような問題がありますよということで意見をあげていって問題について調査をしていく必要があると思いますが今のところ、美祢市内ではそういう話は聞いておりません。それと今、基地局を設置される業者さんに対して一番問題として指導をしているところに対して私の方から、お話をしておきます。農地がありまして仮に赤線の道があるとします。少し農地が残ります。しかし農地として管理が出来なくなります。それから以降の管理につきまして取り付け戸がありませんので行くことが出来ません。管理は、どうするのですかと聞きましたら行きますと。ここは道ではありません。農地ですよということで必ず道路に進入出来るようなかたちの中で隙間をあげずに、きちんと転用をして下さいという指導をしております。(黒板での説明) 続きまして議事順位第7 議案第7号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回は2名で6,172㎡でございます。借り手の●●さんと●●さんは認定農業者でございます。従いまして全て効率的に利用することが認められ常時、従事することが認められるため基盤法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員さんより補足説明がございましたら、お願いいたします。
2 5 番	1 番ですが熱心にやっておられますし問題ないと思います。  (2 番の担当地区委員、欠席)
議長	委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたい

	と思います。議案第7号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第7号は原案の通り決定いたします。これより報告事項に入りたいと思います。議事順位第8 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 先程、除外でありましたものと同じものになります。携帯基地局85.3㎡借地いたしまして建てられる計画でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。同じことですが現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
29番	先程、除外で説明した通りになります。
議長	ありがとうございます。地元委員さんも、それでよろしいですか。
6番	はい。
議長	報告第1号につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。●●さんからの届出の時点では現在、耕作者がいないということで、どなたかあてがないであろうかということでございました。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元の委員さん、いかかでしょうか。</p>
35番	<p>今の時点では、かなり難しいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。引き続き耕作者を探していただけたらと思います。報告第2号につきまして委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>委員の皆さんも何か心当たりがございましたら声かけをしてみたいと思います。報告第2号を終わります。続きまして議事順位第10 報告第3号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1から5を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>5 件朗読。</p> <p>1 件目。申請は2筆です。いずれも平成3年頃に耕作放棄後、笹や竹が繁茂し生育している状態です。</p> <p>2 件目。申請は2筆です。いずれも昭和47年頃、耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化している状態です。</p> <p>3 件目。申請は3筆です。●●●●番につきましては昭和50年頃、桧を植林、その後、雑木等も生え成長し山林化している状態です。●●●●番●につきましては昭和40年頃から宅地の一部として一体利用されております。●●●●番●につきましては昭和40年代から運送業者に事業用地として貸しておられ事業者の敷地内となっております。</p> <p>4 件目。申請は1筆です。昭和44年頃、改築をされた際から宅地として利用されております。</p> <p>5 件目。申請は1筆です。平成3年頃、耕作放棄後、雑木等が繁茂いたしまして手がつけられない状態になり山林化している状態です。以上、報告いたします。</p>

議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
29番	1番ですが写真がありますが笹や竹が繁茂している状態になっています。2番ですが1筆は山と一体化しております。もう1筆は竹藪になっております。3番ですが自宅の真上になります。●●●●番は山と一体化しております。●●●●番●は小さな小屋が建っております。●●●●番●はトラックの駐車場となっております。4番ですが本宅の後側に増設されており宅地の一部となっております。5番ですが藪になっております。いずれも問題ないと思います。宜しくお願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
6番	6番、安部です。1番ですが図面には道がございますが実際は通られないほど藪化しておりました。2番ですが写真、説明の通りで他に意見ございません。
20番	20番、阿座上です。3番ですが先程、説明があった通りでございます。
26番	26番、岸です。4番ですが先程、中野委員から説明がありました通りです。宜しくお願いします。
19番	19番、田中です。5番ですが中野委員が言われた通りです。宜しくお願いします。
議長	ありがとうございます。少し補足説明をしておきます。4番ですが写真を見られたら家の前にも畑があり家の横にも畑があるように見えます。実際に植えてあります。ただ、ここに住んでおられるのは●●●●の法人のベトナムからの研修生が住んでおります。写真に写っておりますのが、かぼちゃの花になります。自分達の食材を得るために研修生が植えているものでございまして宅地の一部だと見ました。それと写真ではよく見えませんが浄化槽用のマンホールの蓋があります。実際に確認してまいりました。ぱつと見ると農地と思いますが実際は宅地の一部だというふうに私も見てまいりましたので宜しくお願いいたします。報告第3号につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。

議長	<p>特に発言もございませんようですので報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第11 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。</p> <p>事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>本来は1件でありますけれども先月の総会の際に農事組合法人 ●●●につきまして中野委員から、ご質問がありまして再審査ということになっております。内容につきましては全体の面積の割に売上高が低いのではないかと、ご指摘がございました。それで法人にお尋ねをいたしました。面積ですが1つは市外と県外の方の農地を法人が耕作されておるとのこと。それと特定農業団体が主流に大豆をしておられたということでございます。法人に移行する際に水稻をとということでございました。売上高は低いですが法人に利用権設定をしておりますけれども各個人が農機具倉庫を持っていらっしゃる間とか自分が出来る間は法人に出している農地を所有者が再委託をされて耕作をされていると。機械が故障すれば法人に移行という形になりますけれども法人の方から再委託をされて個人で出荷をされている、ですので法人の収入には上がってこないということで面積のわりに売上高が少ないということでございました。次に農事組合法人 ●●●●でございまして。構成員が十数名いらっしゃいます。面積ですが、ほ場整備の途中でございまして。ほ場整備が済んで植え付けをした面積が65,318㎡とあがっております。これは仮登記でございまして正式な面積ではないようです。法人を立ち上げて一旦、決算も終わっておりますので法人の報告書の提出の義務があるということで出されたものでございまして。現在、ほ場整備の最中でございまして来年以降、面積が増えてくるというふうに思われます。従いまして形態なり内容、構成員、執行役員の状況を審査いたしまして適正でありましたことを、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。農事組合法人 ●●●●につきましては初めてで分からなかったみたいで事務局の方より指導をして報告書を出していただいたということでございます。報告書は全て、県の方にあげて、それから農水省の方にあがっていきます。何故、出していないのか厳しく指導がありますので美祢市農業委員会としては、ほぼ100%提出をしているということでございます。委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もございませんようですので報告第4号を終わらせていただきます。</p>

事務局	<p>続きまして、その他の項に移りたいと思います。委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。それでは農業相談日の状況でございますが、ありませんでしたので報告はございません。本日の議案、並びに審議は全て終了いたしました。事務局より今後の日程等についてお願いいたします。</p> <p>前回の総会で平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事前に承認をいただきました。前回の総会終了後、農業振興部会で集まってお話し合いを行っていただきました。前回お配りした資料と変わっております。農業委員会の状況でございますが当初は2015農林業センサスに基づいて記入しておりましたが県の方から指導がありまして2010農林業センサスに基づいて記入して下さいということで変更させていただきました。下限面積に限り使用はいいということでした。続いて担い手への農地の利用集積、集約化です。現状の管内の農地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入ということで今回変わりました。今までは農業委員会で調べました管内の農地面積を記入しておりましたが農業委員会でまちまちということでございましたので管内の面積につきましては耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入することになりました。それで平成28年度の活動目標といたしまして新しく担い手の方に利用集積される面積を25ヘクタールということを目標に掲げております。活動計画の方は12月に農地流動化推進会議を開催するようしております。去年は11月にしましたが今年は11月に利用意向調査をいたしまして11月末までに個人の方へ発送しないといけないので11月では難しいと考えまして12月に戻しております。続いて新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが27年度はゼロです。実際にはありましたが新規参入の要件といたしまして法人雇用や親元就農は含まないということで結果的にはゼロということになります。28年の目標ですが参入目標は1経営体として掲げております。参入目標面積は先程、下限面積で設定されました10アールを掲げております。続いて遊休農地に関する措置ですが、先程の管内の農地面積の数字と違うと思いますが、これは管内の農地面積と遊休農地面積を合わせたものの数字になります。そして28年の目標ですが昨年と同様、旧市町村単位で1ヘクタールの解消を目標として合計3ヘクタールは解消しようということでございます。活動計画ですが調査実施時期といたしまして7月から8月にしたいと考えております。その他、解消に必要な指導、助言、あつせんを行うということも掲げております。続いて違反転用への適切な対応ですが今のところ把握しております違反転用はゼロでございますが課題といたしまして農地の一部を農地以外に転用されるケースがあるので日頃からの監視活動が重要であるということです。活動計画につきましては7月から8月に農地パトロールを行い、7月に広報とホームページに農地パトロールをしますよということ掲載しております。これが前回の総会で決定いたしました活動計画でございます。それで29日にホームページにアップいたしました7月4日に県の団体指導室へ報告いたしました。以上でございます。</p>
議長	事後報告になりましたが前回の総会の時に皆さんに了解を得て農業振興部会の方で審議をしていただいて県の方へ報告したという

事務局

ことでございます。宜しく願いいたします。事務局より今後の日程等についてお願いいたします。

今後の日程ですが次回は8月17日の水曜日、午後1時30分から行います。毎年1回、農業会議との研修会がございまして、その時間に合わせております。それから農業相談日ですが毎月第2火曜日ということで8日の火曜日でございます。美祢地区につきましては野村委員さん。美東地区につきましては井上委員さん。秋芳地区につきましては伊藤委員さんでお願いいたします。現地調査ですが8月5日の金曜日でございます。原田委員さんと鮎川委員さんでございます。鮎川委員さんにつきましては8時30分までに秋芳総合支所の方へおいでいただきますようお願いいたします。

総会終了後10分間、休憩をいたしまして農地利用状況調査員会議を行いたいと思いますので宜しくお願いします。以上です。

議長

それでは本日の総会を終了いたします。

事務局

互礼。

午後3時50分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成28年7月15日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

